

様式チェックシート（審査要領）

## 【様式（1／3）】

事前	申請	工事～完了	完了後 変更	様式番号	名 称	確 認 事 項
○	○			様式-A	現況土地利用区分面積集計表（行為前）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況平面図（図面-3）の内容が正しく記載されているか</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積単位がm<sup>2</sup>であるか</li> </ul>
(※1)	○			様式-B	土地利用別面積集計表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用計画図（図面-4）の内容が正しく記載されているか</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・②欄は現況に応じて上段、中段、下段に正しく入力しているか</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積単位がm<sup>2</sup>であるか</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・合計欄が様式-Aの合計欄と整合しているか</li> </ul>
	○		○	様式-E	雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流出係数(f)、最大降雨強度(r)、集水面積(A)が様式-Bと整合しているか</li> </ul>
	○		○	様式-F	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整池諸元に記載されている施設は、図面-6、図面-7と整合しているか</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・調節計算結果の「最大流入量（行為後）」、「最大放流量」、「許容放流量」が様式-Eと整合しているか</li> </ul>
○				様式-G	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域に含まれる全ての地番が記載されているか</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域の面積が様式-Aと整合しているか</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出する図書にチェックをしているか</li> </ul>
	○		○	様式-H	貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の所在地、責任者（実質管理者）が記載されているか</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理する施設の位置、範囲及び機能の概要がわかる図面が添付されているか</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設機能を維持するための点検・清掃等の作業内容や頻度が適切か</li> </ul>
	○			様式第1号	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計者の住所、氏名が記載されているか</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・「雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が様式-Gや図面-1、図面-2と整合しているか</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水浸透阻害行為に関する工事等の計画の方針が簡潔に記載されているか</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行為区域内の土地の現況」、「行為区域内の土地利用計画」の面積が様式-Dに整合しているか</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積単位がm<sup>2</sup>であるか</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行為前後の流出係数」が様式-Bに整合しているか</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行為前後の流出雨水量」が様式-Eに整合しているか</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・「雨水貯留浸透施設の計画」が様式-Fに整合しているか</li> </ul>

(※1) については、必要な場合添付してください。

## 【様式（2／3）】

事前	申請	工事～完了	完了後 変更	様式番号	名 称	確 認 事 項
		○		様式第2号	雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「協議を申請」と「協議」について該当するものが○で囲まれているか (法第37条第1項の場合は「許可を受けた」, 「許可を申請」を○で, 法第37条第4項において準用する同法第35条の場合は「について協議が成立した」, 「協議」を○で囲む)</li> <li>・申請日（日付）が記入されているか</li> <li>・申請先（知事等）の記入が正しいか</li> <li>・申請者の住所, 氏名, 電話番号が記入されているか</li> <li>・「1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が様式-Gや図面-1, 図面-2と整合しているか</li> <li>・「2 雨水浸透阻害行為区域の面積」が様式-Cと整合しているか</li> <li>・「3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要」は工事計画概要が簡潔に記載されているか</li> <li>・「4 対策工事の計画の概要」は対策工事概要が簡潔に記載されているか</li> <li>・変更の理由が簡潔に記載されているか</li> <li>・雨水浸透阻害行為の許可番号が記入されているか</li> <li>・「工事の計画の変更に伴い変更する事項」の予定年月日が正しく記入されているか</li> <li>・「その他必要な事項」が記載されている場合, 協議事項等が確認できる協議資料が添付されているか</li> </ul>
		○		様式第3号	雨水浸透阻害行為変更届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日（日付）が記入されているか</li> <li>・申請先（知事等）の記入が正しいか</li> <li>・申請者の住所, 氏名, 電話番号が記入されているか</li> <li>・雨水浸透阻害行為の許可の許可番号が記入されているか</li> <li>・「1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が様式-Gや図面-1, 図面-2と整合しているか</li> <li>・「変更に係る事項」の変更前後の予定年月日が記入されているか</li> <li>・変更の理由が簡潔に記載されているか</li> <li>・「その他必要な事項」が記載されている場合, 協議事項等が確認できる協議資料が添付されているか</li> </ul>
	○	○	○	様式第4号	雨水阻害行為に関する工事着手届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日（日付）が記入されているか</li> <li>・申請先（知事等）の記入が正しいか</li> <li>・申請者の住所, 氏名, 電話番号, 許可番号が記入されているか</li> <li>・雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日, 対策工事の着手予定年年月が記入されているか</li> <li>・「雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が様式-Gや図面-1, 図面-2と整合しているか</li> <li>・工事施工者の住所, 氏名, 連絡場所, 電話番号, 現場責任者の氏名が記入されているか</li> </ul>

## 【様式（3／3）】

事前	申請	工事～完了	完了後 変更	様式番号	名 称	確 認 事 項
	○			別記様式第二	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「許可申請」と「協議」について該当するものが○で囲まれているか (法第30条の場合は「許可申請」、法第35条の場合は「協議」)</li> <li>・申請日（日付）が記入されているか</li> <li>・申請先（知事等）の記入が正しいか</li> <li>・申請者の住所、氏名が記入されているか</li> <li>・「1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が様式-Gや図面-1、図面-2と整合しているか</li> <li>・「2 雨水浸透阻害行為区域の面積」が様式-Cと整合しているか</li> <li>・「3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要」は工事計画概要が簡潔に記載されているか</li> <li>・「4 対策工事の計画の概要」は対策工事概要が簡潔に記載されているか</li> <li>・「5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日」、「6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日」の記入が正しいか</li> <li>・「7 対策工事の着手予定日」、「8 対策工事の完了予定日」の記入が正しいか</li> <li>・「9 その他必要な事項」が記載されている場合、協議事項等が確認できる協議資料が添付されているか</li> </ul>
		○	○	別記様式第三	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日（日付）が記入されているか</li> <li>・申請先（知事等）の記入が正しいか</li> <li>・申請者の住所、氏名、許可番号が記入されているか</li> <li>・「1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日」、「2 対策工事の完了年月日」の記入が正しいか</li> <li>・「3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称」が様式-Gや図面-1、図面-2と整合しているか</li> </ul>
			○	別記様式第六	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「許可申請」と「協議」について該当するものが○で囲まれているか (法第39条第1項の場合は「許可申請」、法第39条第4項において準用する同法第35条)の場合は「協議」)</li> <li>・「1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号」は検査済証番号が記入されているか</li> <li>・「2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類」は行為の種類が簡潔に記入されているか</li> <li>・「3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称」が様式-Gや図面-1、図面-2と整合しているか</li> <li>・「4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施工方法(保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施工方法を含む。)の概要」は保全工事の概要が簡潔に記入されているか</li> <li>・「5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項」は設計基準や法令に基づいていることが簡潔にわかるようを記入しているか</li> <li>・「6 機能を阻害するおそれのある行為の着手年月日」、「7 機能を阻害するおそれのある行為の完了年月日」が記入されているか</li> <li>・「8 保全工事の着手年月日」、「9 保全工事の完了年月日」が記入されているか</li> <li>・「10 その他必要な事項」が記載されている場合、協議事項等が確認できる協議資料が添付されているか</li> </ul>

## 【図面（1／2）】

事前	申請	工事～完了	完了後 変更	図面番号	名 称	確 認 事 項
○	○			図面－1	行為区域位置図 【縮尺 1/50,000 以上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な縮尺を採用し、明記されているか</li> <li>・方位が記載されているか</li> <li>・申請区域が赤色で示されているか</li> <li>・放流先の河川名が明記され、着色等により明確に示されているか</li> <li>・申請位置に最も近い主要道路名が明記され、着色等により明確に示されているか</li> </ul>
○	○			図面－2	行為区域位置図 【縮尺 1/2,500 以上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な縮尺を採用し、明記されているか</li> <li>・方位が記載されているか</li> <li>・申請箇所の地番等が示されているか</li> <li>・申請区域の境界が赤色で示されているか</li> <li>・土地の形状が示されているか</li> <li>・図面－1で示した河川・主要道路が図面内にあれば同じく示されているか</li> <li>・市町村界、市内の町又は字の境界があれば示されているか</li> </ul>
○	○			図面－3	現況平面図（行為前） 【縮尺 1/2,500 以上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な縮尺を採用し、明記されているか</li> <li>・方位が記載されているか</li> <li>・申請箇所の地番等が示されているか</li> <li>・申請区域の境界が赤色で示されているか</li> <li>・土地の形状が示されているか（等高線（2 m間隔）、現況地盤高が示されているか）</li> <li>・既存建物、擁壁等が示されているか</li> <li>・図と表の数値に矛盾がないか</li> <li>・求積方法（CAD計測等）が明示されているか</li> <li>・行為（集水）区域の境界並びに現況土地利用形態（流出係数の区分）ごとの面積が表示されているか</li> <li>・適切な縮尺を採用し、明記されているか</li> <li>・方位が記載されているか</li> <li>・申請箇所の地番等が示されているか</li> <li>・申請区域の境界が赤色で示されているか</li> <li>・等高線（2 m間隔）、現況地盤高が示されているか</li> <li>・図面上の土地利用形態と現況（資料－1）が整合しているか</li> </ul>
(※1)	○			図面－4	土地利用計画図 (行為後) 【縮尺 1/2,500 以上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な縮尺を採用し、明記されているか</li> <li>・方位が記載されているか</li> <li>・申請区域の境界が赤色で示されているか</li> <li>・地形が示されているか</li> <li>・土地利用計画が明示されているか</li> <li>・図と表の数値に矛盾がないか</li> <li>・行為（集水）区域の境界並びに計画土地利用形態（流出係数の区分）ごとの面積が表示されているか</li> <li>・適切な縮尺を採用し、明記されているか</li> <li>・方位が記載されているか</li> <li>・申請箇所の地番等が示されているか</li> <li>・申請区域の境界が赤色で示されているか</li> <li>・求積方法（CAD計測等）が明示されているか</li> </ul>

(※1)については、必要な場合添付してください。

## 【図面（2／2）】

事前	申請	工事～完了	完了後 変更	図面番号	名 称	確 認 事 項
(※2)	○			図面－5	排水施設計画平面図 【縮尺 1/2,500 以上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な縮尺を採用し、明記されているか</li> <li>・方位が記載されているか</li> <li>・申請区域の境界が赤色で示されているか</li> <li>・集水区域、管渠、人孔、樹、その他浸透貯留施設、流下方向、接続状況、吐口位置が示されているか</li> <li>・排水系統に問題はないか</li> <li>・放流先の名称が記載されているか</li> </ul>
	○		○	図面－6	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図 【縮尺 1/2,500 以上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な縮尺を採用し、明記されているか</li> <li>・方位が記載されているか</li> <li>・申請区域の境界が赤色で示されているか</li> <li>・対策工事の計画位置（貯留）又は計画区域（浸透）及び集水区域が表示され、対策工事の計画の内容が反映されているか</li> </ul>
	○		○	図面－7	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 ・雨水貯留浸透施設の形状 【縮尺 1/2,500 以上】 ・雨水貯留浸透施設の構造の詳細 【縮尺 1/500 以上】 （プラスチック製品の品質証明書）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の構造及び寸法が、平面図、縦断面図、横断面図により示されているか</li> <li>・施設の構造の詳細が示されているか（流入口、放流孔などの施設の構造及び寸法の表示）</li> <li>・対策工事の計画内容が反映されているか</li> <li>・標識の設置位置が明確に表示されているか</li> </ul>
			○	図面－8	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の計画図 ・当該行為により設置される施設の形状 【縮尺 1/2,500 以上】 ・当該行為により設置される施設の構造の詳細 【縮尺 1/500 以上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の構造及び寸法が、平面図、縦断面図、横断面図により示されているか</li> </ul>
			○	図面－9	保全工事の計画図 ・保全工事に係る施設の形状 【縮尺 1/2,500 以上】 ・保全工事に係る施設の構造の詳細 【縮尺 1/500 以上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の構造及び寸法が、平面図、縦断面図、横断面図により示されているか</li> <li>・施設の構造の詳細が示されているか（流入口、放流孔などの施設の構造及び寸法の表示）</li> <li>・保全工事の計画内容が反映されているか</li> </ul>

(※2) については、事前相談時に作成していれば添付してください。

## 【資料】

事前	申請	工事～完了	完了後 変更	図面番号	名 称	確 認 事 項
○	○			資料－1	現況写真（写真撮影位置図を添付）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用形態が容易に判別できるか</li> <li>・写真撮影地点、方向が位置図示されているか</li> </ul>
(※3)	(※3)			資料－2	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての土地が流域内であるか</li> </ul>
(※3)	(※3)			資料－3	公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての土地が流域内であるか</li> </ul>
			○	資料－4	既設の対策施設の状況がわかる写真（写真撮影位置図を添付）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設の対策施設の状況が容易に判別できるか</li> <li>・写真撮影地点、方向が位置図示されているか</li> </ul>

(※3) については、現況と過去の土地利用状況が異なる場合、添付してください。

## 許可申請方法の例

### 個人等で全て行う場合の例について

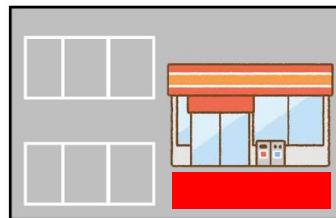
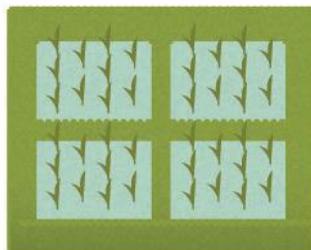
- ① 個人等開発面積に応じた雨水貯留浸透施設の検討・申請
- ② 個人等開発施行と同時に施設の設置
- ③ 個人等検査
- ④ 個人等維持管理

① 個人等  
事前申請 (P.2~)  
許可申請 (P.10~)

② 個人等  
施工  
施設の設置

③ 個人等  
工事・検査完了(P.27~)

貯留浸透施設  
④ 個人等  
維持管理



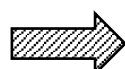
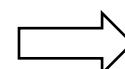
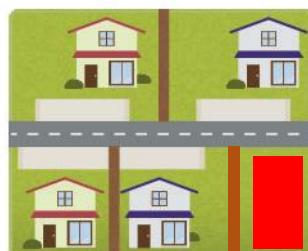
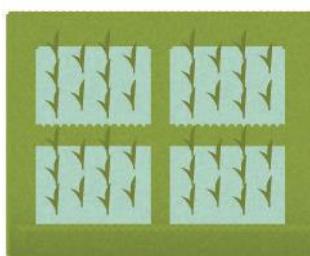
### 分譲住宅で建売住宅の例について

- ① 開発業者等開発面積に応じた雨水貯留浸透施設の検討・申請
- ② 開発業者等開発施行と同時に施設の設置
- ③ 開発業者等検査
- ④ 開発業者等販売
- ⑤ 開発業者等, 引継ぎ先等維持管理

#### ○対策施設をまとめて1箇所に設置する場合

→開発業者等が所有、もしくは、個人、共有等へ引継ぎ

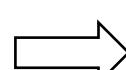
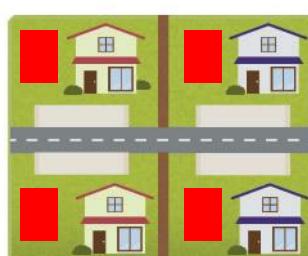
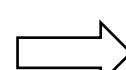
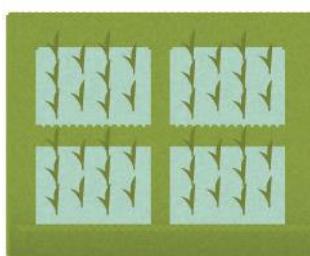
- ① 開発業者等  
事前申請 (P.2~)  
許可申請 (P.10~)
- ② 開発業者等  
施工  
施設の設置
- ③ 開発業者等  
工事・検査完了(P.27~)
- ④ 開発業者等  
販売
- ⑤ 開発業者等  
引継ぎ先等  
維持管理



#### ○対策施設を各住宅に設置する場合

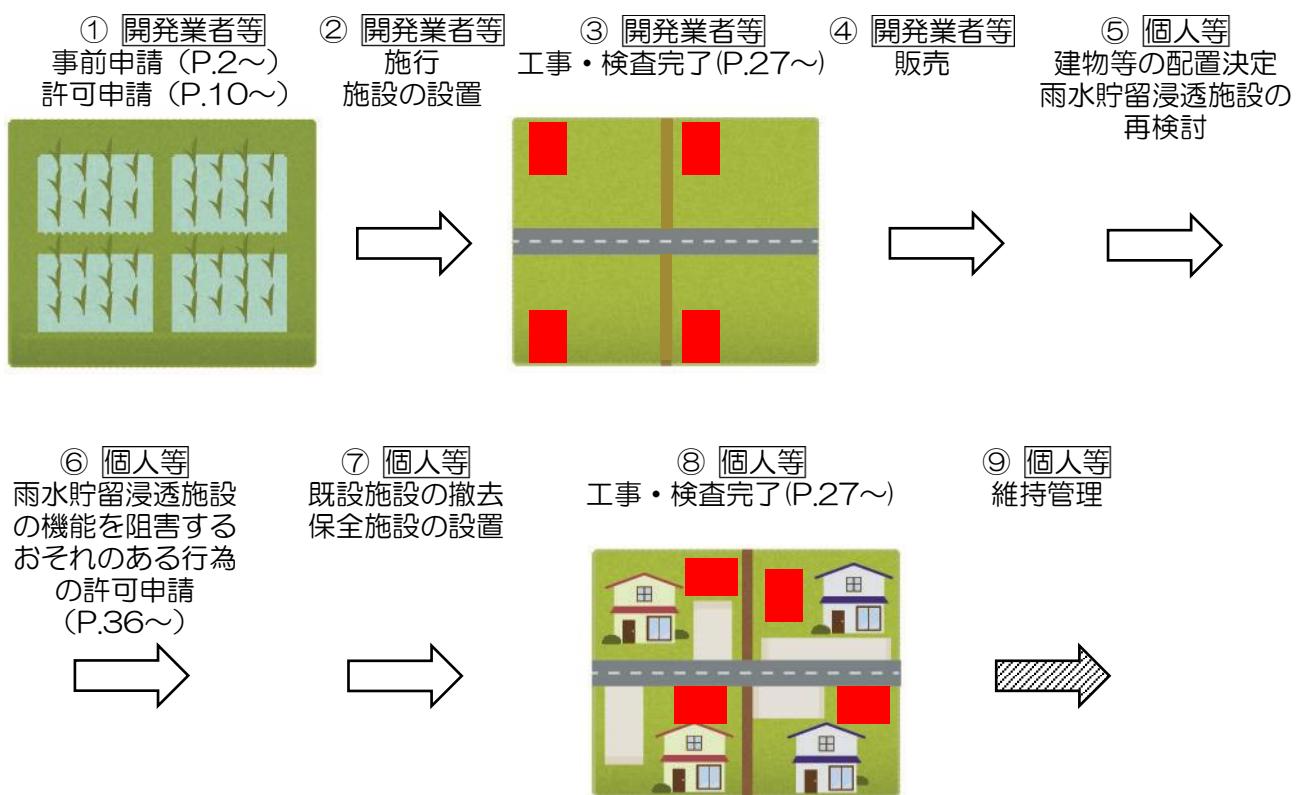
→個人等に引継ぎ

- ① 開発業者等  
事前申請 (P.2~)  
許可申請 (P.10~)
- ② 開発業者等  
施工  
施設の設置
- ③ 開発業者等  
工事・検査完了(P.27~)
- ④ 開発業者等  
販売
- ⑤ 個人等  
維持管理



### 分譲住宅で売建住宅（各住宅に対策施設を設置）の例について

- ① 開発業者等 開発面積に応じた雨水貯留浸透施設の検討・申請  
(例：当初、簡易的な対策等による仮施設で検討・申請)
- ② 開発業者等 開発施行と同時に施設の設置
- ③ 開発業者等 検査
- ④ 開発業者等 販売（土地、施設の引き渡し）
- ⑤ 個人等 建物等の配置決定および雨水貯留浸透施設の再検討
- ⑥ 個人等 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可申請
- ⑦ 個人等 既設施設の撤去および保全施設の設置
- ⑧ 個人等 検査
- ⑨ 個人等 維持管理



※売建住宅で、まとめて1箇所に設置する場合は、前例と同様の考え方となる

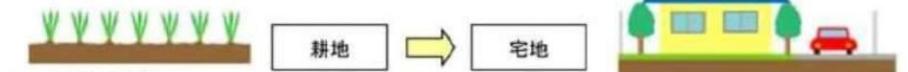
## Q & A

**全般****Q 許可の対象となる雨水浸透阻害行為とは？**

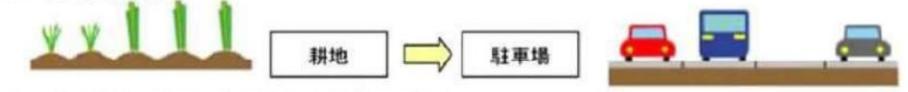
特定都市河川流域内で行う「土地から流出する雨水の量を現状より増加させるおそれのある行為（雨水の浸透を妨げる行為）」のうち、 $1,000\text{m}^2$ 以上のものをいいます。

＜具体例＞

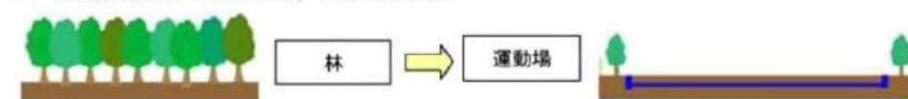
1. 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



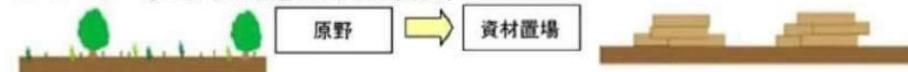
2. 土地の舗装



3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置



4. ローラー等により土地を締め固める行為



※「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場

**Q 宅地やその他の土地の形態はどのように判断するのか？**

登記簿に記載された地目、現地写真、航空写真などにより判断します。

また、P.59～60 に「土地利用の判別方法」を掲載していますので参照してください。

**Q 太陽光発電施設の土地の形態、流出係数は？**

太陽光発電施設は、工作物に含まれるため「宅地」に該当します。

流出係数は 0.9 となります。

**Q 雨水浸透阻害行為の対策工事とは？**

雨水貯留浸透施設（地下貯留施設、透水性舗装、浸透トレーンチ、浸透マス等）を設置する工事です。

**Q 対策工事等を検討する際の参考文献等はあるか？**

「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工に係るマニュアル」を参考にしてください。

**Q 他法令（都市計画法等）の開発許可申請は不要になるか？**

他法令と特定都市河川浸水被害対策法の双方が該当する地域においては、それぞれ許可申請が必要となります。

**Q 他法令（都市計画法等）で必要となる調整池は双方の設置が必要なのか？**

他法令（都市計画法等）での対策工事の規模を比較した上で、規模が大きい方を適用します。

**Q 指定の際に着手している行為は許可が必要となるか？**

法第3条の規定に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において、次のいずれかに該当する行為は、許可を要しません。

- 1) 既に工事に着手している行為
- 2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- 3) 事業採択されている等、既に事業化されている行為
- 4) 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

**Q 許可権者は誰か？**

久留米市内の特定都市河川流域での1000m<sup>2</sup>以上雨水浸透阻害行為に関しては、久留米市長となります。

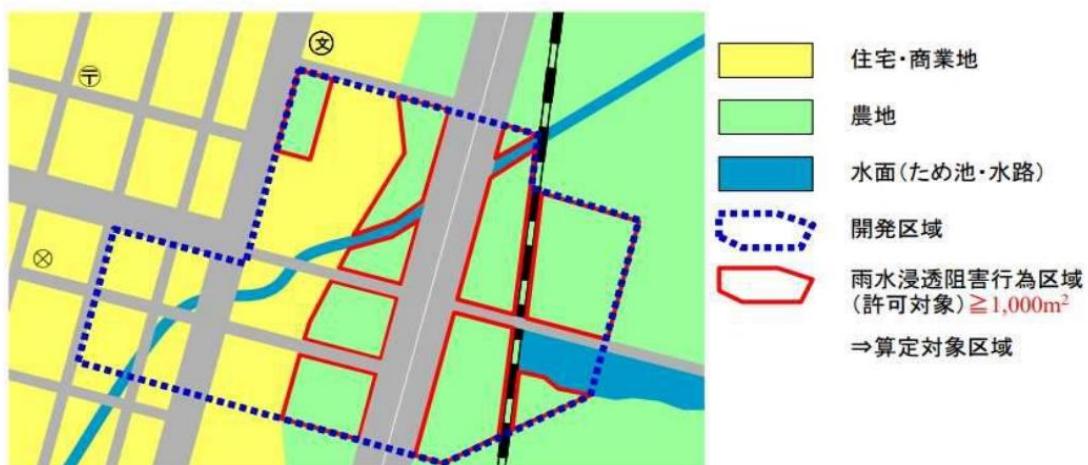
**Q 許可手数料は必要か？**

必要ありません。

**Q 雨水浸透阻害行為をする土地の面積はどのように算定するのか？**

宅地等（宅地、池沼、水路及びため池、道路等）については、既に雨水の流出率が高くなっている土地として、当該土地における行為は許可の対象となりません。

以下のケースでは、赤枠内の農地が雨水浸透阻害行為区域となります。なお、面積は鉛直投影面積です。



Q 1,000m<sup>2</sup>以上のエリアを複数年（1,000m<sup>2</sup>未満）に分割して工事する場合は対象外となるか？（許可の申請単位）

「一体の開発行為とみなす範囲」については、「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準（久留米市都市建設部都市計画課）」を準用するものとします。  
（「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工に係るマニュアル」 「2-5 行為区域と一体の開発行為の定義」参考）

Q 開発行為では必ず雨水貯留浸透施設の設置が必要か？

1,000m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為を行う場合には、雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。

Q 何を基準に対策工事の規模等を検討するのか？

基準降雨が生じた場合について、雨水浸透阻害行為後の流出雨水量の最大値を行為前の値まで抑制する検討を行うことになります。

Q 対策工事を事業区域外で実施してよいか？

対策工事（浸透施設や貯留施設の設置）は、雨水浸透阻害行為を行う土地の区域内又は当該区域に隣接する土地の区域内において行うことを原則としています。

Q 事業区域内ならどこでも対策工事を実施してもよいか？

対策工事により、従前の下水道の排水区域、流出先の河川の集水域等の変更が行われないことを原則としています。

Q 雨水貯留浸透施設の維持管理は誰が行うのか？

施設の機能の保全を図ることが可能となるよう、施設の所有者または管理者が適切に維持管理を行うことになります。

Q 雨水浸透阻害行為の内容が変更となる場合はどうするか？

雨水浸透阻害行為の内容が変更となる場合は、軽微な変更を除き、変更の許可申請が必要となります。なお、軽微な変更は、対策工事の着手予定日又は完了予定日の変更に限られます。

Q 工事完了検査は誰が行うのか？

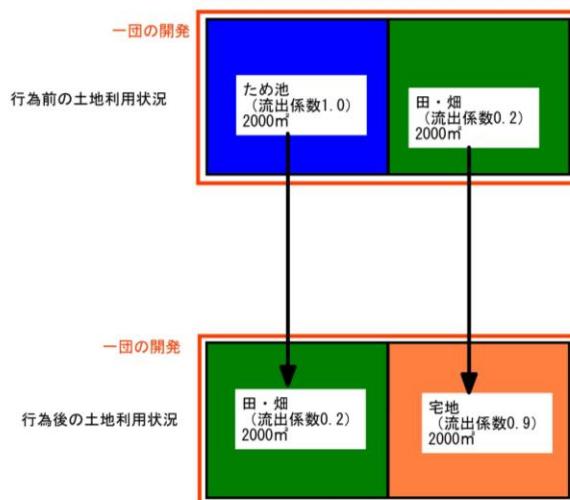
身分証明書を携帯した、久留米市の職員が行います。

Q 標識の設置は誰が行うのか？

久留米市内の特定都市河川流域での 1000 m<sup>2</sup>以上雨水浸透阻害行為に関しては、久留米市長となります。

Q 行為前は、ため池の場所を行為後に田・畑にし、行為前は田・畑の場所を行為後に宅地にする、一団の行為を行う場合、全体での流出量は増えないため、対策施設は必要ないと思われるが、雨水浸透阻害行為の許可申請は必要か？

特定都市河川浸水被害対策法第30条及び特定都市河川浸水被害対策法施行令第6条により、雨水浸透阻害行為をする土地の面積が1000m<sup>2</sup>以上であるものについては許可を受ける必要があるため、許可申請は必要となる。（対策施設は不要）



#### 事前相談・許可申請に必要な書類（様式、図面、資料）について

Q 様式-A, Bに入力する面積の単位・有効数字は？

面積の単位は「m<sup>2</sup>」で、小数第4位（1m<sup>2</sup>）まで入力してください。

Q 様式-Eは、どの部分を入力するのか？

様式-A, Bを入力すると自動で計算されるため、数値入力の必要はありません。

Q 様式-Fはどのように作成するのか？

詳細については、「雨水浸透阻害行為の許可申請（エクセル）」のシート「様式-F作成要領」を参照してください。

Q 様式-Hは何のために必要か？

設置する雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮・維持する必要があることから、維持管理計画を確認するために必要となります。

Q 図面、資料にはどの様な記載が必要か？

P.83～88の「様式チェックシート」に審査で主に確認する事項を記載していますので参照してください。

！！注意！！

雨水浸透阻害行為の  
許可を受けずに行行為を行うと  
6か月以下の懲役  
または  
30万円以下の罰金  
に処されます。

※特定都市河川浸水被害対策法第85条第1項による